

西表島世界遺産だより

第9号

令和3年3月発行
西表島部会
事務局

世界遺産の登録審査は令和3年6月～7月頃の予定

西表島を含む「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地」の世界遺産リストへの登録審査は、令和2年の世界遺産委員会で行われる予定でしたが、新型コロナウイルスが世界中に広がったため会議が延期になりました。令和3年3月現在の情報では、同候補地の世界遺産登録の審査を行う世界遺産委員会は、令和3年6月～7月に開催される予定です。吉報をお待ちください！

子どもたちの描いた西表島の生き物の絵が空を舞います

西表島及びやんばる地域の地元小中学生を対象に、『やんばる・西表島 図画コンクール』を開催しました。令和2年度のテーマは「人と動物が楽しく暮らす、みんなが幸せな世界」で、イリオモテヤマネコなどの生き物や、風景、植物などが描かれました。

西表島では、応募作品161点の中から、県知事賞1点（右下図）と環境部長賞5点が選ばれました。西表島とやんばる地域の受賞作品が航空機にラッピングされ空を舞い、世界自然遺産登録に向け機運を高めています（左下図）。



受賞作品がラッピングされた航空機



西表地区 県知事賞
『守りたい この自然』
下山 心夏（上原小学校）

陸と空から世界自然遺産候補地を満喫しました！

令和2年12月12日～13日の二日間、『さぁ世界へ！体験学習』を開催し、西表島の20組の子どもたちと保護者の皆さんが陸と空から世界自然遺産候補地を体験学習しました。

初日の12月12日は竹富町離島振興総合センターに集合し、まず、気象予報士の太田景子氏による事前学習会で西表島の気候や自然について学びました。そして、フィールド観察会では仲間川のクルーズに参加し、マングローブや亜熱帯林の木々や生き物を観察しました。

2日目の12月13日、琉球エアコミューターの航空機で、西表島上空の遊覧飛行を行いました。参加者は居住する地域を空から眺め、西表島の森や地形を堪能しました。



航空機からの景色



事前学習会の様子



フィールド観察会の様子

西表島の観光管理のための様々な取組が進められています。

観光に伴う自然環境や住民生活への影響を抑制し、地域社会への波及効果をさらに広げることは、世界遺産登録に向けた課題であるだけでなく、西表島をより良い地域にしていくために重要なことです。そのような目的で、観光を適切に管理するための様々な取組が進められています。

令和2年度には、主に以下の様な取組が進みました。取組の具体的な内容については、住民の皆様にも別途パンフレットや説明会などを通じてお知らせしながら進めていきます。

森、川、海などの利用
フィールドでのルール
づくりの取組

フィールドの利用ルールや、ヒナイ川など一部フィールドの観光利用での立入制限について定めた、「西表島エコツーリズム推進全体構想(案)」を作成し、エコツーリズム推進法による認定を受けるための手続きを進めています。

観光案内人(ガイド)の
管理・育成の取組

令和2年4月に施行された竹富町観光案内人条例に基づき、ガイドの一定の技能を確保するための講習会等を実施するとともに、ガイドの免許交付の審査を進めています。

自然環境保全や観光
管理に取り組む組織づ
くりの取組

西表財団(仮称)の設立に向けて、西表島部会の委員を中心とした有志メンバーで会議を設けて、組織が実施すべき事業の内容や、人材や資金の確保の方法などについて、議論を行っています。

竹富町ねこ飼養条例が改正されます

イリオモテヤマネコなどの生き物や西表島の自然を守るための適切な猫の飼い方等について定めた竹富町ねこ飼養条例が、4月1日から改正されています。

西表島では、これまでもウイルス検査やマイクロチップの埋め込みなど一歩進んだ取り組みを行ってきました。今回の改正では、より良い飼育環境で適正に飼える頭数にするため、猫の多頭飼養の制限が10頭までから5頭までに変わります。また、イリオモテヤマネコにも感染の危険性のある猫の伝染病を持ち込まないために、観光客等による西表島への猫の持ち込みが原則として禁止になります。

竹富町全域でも、飼い猫の屋外への逃走防止の義務や、マイクロチップを装着して町に登録する義務が新たに定められています。西表島以外の島では、いきなりそれらの義務を適用するのは難しい場合もあることから、適正飼養を推進する準備期間を設けることが検討されています。

沖縄県指定希少野生動植物種などを指定

沖縄県には、西表島に生息・生育するヤエヤマセマルハコガメや昆虫類、野生のランなどをはじめ、多くの希少動植物が生息・生育しています。しかし、絶滅が危惧されている種も多く、その要因として過度の捕獲・採取や外来種の影響が指摘されています。沖縄県内の希少野生動植物の保護を図るため、令和元年10月、捕獲・採取の規制や希少種にとって脅威である外来種の取扱などを定めた「沖縄県希少野生動植物保護条例」を制定しました。

国の「種の保存法」等による保護の対象になっていないなど、特にこの条例で保護の必要がある希少野生動植物を「指定希少野生動植物種」として指定することとしており、令和2年11月に31種を指定しました。また、希少種に係る生態系に被害を及ぼす動植物を「指定外来種」として、令和3年4月に9種を指定する予定です。

条例の主な内容

希少野生動植物の保護

指定希少野生動植物種の指定



本条例で規制されること

- 捕獲等の禁止
- 個体の譲り渡し等の禁止
- 個体等の所有者の義務

※違反すると罰則があります

外来種に対する施策

指定外来種の指定



本条例で規制されること

- 野外への放出等の禁止
- 飼養・栽培等の届出義務
- 販売時の説明義務付け

※違反すると罰則があります

沖縄県指定希少野生動植物種(31種)	
コブラン	シマタキシダ
シコウラン	クスクスラン
ヤエヤマイシガメ	
キバラヨシノボリ種群	
ヤエヤマヤマガニ 他	

沖縄県指定外来種(9種)	
イノシシ	ニホンイタチ
インドクジャク	コウライキジ
ウォーキングキャットフィッシュ	
ウチワゼニクサ(タベチドメグサ) 他	



シマタキシダ



クスクスラン



ヤエヤマイシガメ



ヤエヤマヤマガニ

世界自然遺産登録に向け、地域で話し合いを継続しています

地域の関係者で世界自然遺産登録に向けた取組について話し合う会議「西表島部会」を継続的に開催しています。令和2年度は、計2回、西表島部会を開催しました（下写真）。

第1回西表島部会（令和2年11月）

令和2年度第1回西表島部会では、西表島の自然環境等の保全や管理のための様々な取組に関して情報共有と意見交換が行われました。西表島の自然について学ぶ普及啓発イベントなどの新たな取組や、竹富町観光案内人条例や西表島エコツーリズム推進全体構想の検討など、観光管理の取組の進捗状況が報告されました。

また、西表島の保全や利用などに関する計画である西表島行動計画の成果を評価する仕組みについても議論されました。



西表島部会の様子

第2回西表島部会（令和3年3月）

令和2年度第2回西表島部会では、昨年度策定された、西表島全体の観光の考え方を示す『持続可能な西表島のための来訪者管理基本計画』について議論が行われました。

計画では、入域観光客数の状況を把握する指標や基準値がすでに設定されていますが、それに加えて、観光に関連して住民の皆様が心配されていることや観光による波及効果の情報をきちんと把握するため、新たな指標の設定について議論されました（右図）。

また、観光の利用時期や場所を分散させるための具体的取組についても意見交換が行われました。

住民生活への影響や効用を測る指標の候補（検討中）

観光客による医療機関の受診数・割合

島内の遭難・事故発生件数および対応した消防団等の人数

観光産業従事者数、観光案内人（ガイド）の島内居住者数・比率

港の駐車場の混雑状況

県道の交通量・車両走行速度

もっと知りたい方へ

西表島部会など、世界遺産登録に向けた会議の議論の内容や資料については、奄美・沖縄世界自然遺産の公式ホームページにてご覧いただけます。

公式 HP「会議」ページの URL：

<http://kyushu.env.go.jp/okinawa/ami-okinawa/meeting/region/index.html>



QR コード



公式ホームページの「会議」ページ



お問い合わせ先

沖縄県自然保護課 TEL:098-866-2243

竹富町世界遺産推進室 TEL:0980-83-1306